

## パブリックコメント手続の実施結果について

### 1 案件名

平塚市教育大綱（素案）について

### 2 案件の概要

「平塚市教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、平塚市の目指す基本的な教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図ることを目的に策定するものであり、平塚市教育委員会が取り組んでいる教育振興基本計画を推進するにあたって、その方向性を示すものです。

ここで令和5年度までを実施期間とした「平塚市教育大綱」の改定を進めており、新たな大綱の素案をまとめたので市民の皆様からのご意見を募集しました。

### 3 募集概要

#### (1) 意見の募集期間

令和5年10月6日（金）～令和5年11月6日（月）

#### (2) 意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール、e-kanagawa 電子申請システム

### 4 実施結果

#### (1) 提出意見数

個人から	4 人	5 件
団体から	0 団体	0 件
合計	4	5 件

#### (2) 意見内訳

項目	件数 (件)
1 基本理念	1
2 基本方針	
(1) 確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実	1
(2) 子どもの育ちを支援する環境の充実	2
(3) 文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実	0
3 実施期間	0
全体	1
合計	5

#### (3) 意見への対応区分

項目	説明	件数 (件)
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの又は意見の趣旨が計画案等に沿ったもの	0
イ：参考	事業・取組を推進する上で参考とするもの	5
ウ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	0
合計		5

5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	1 基本理念	<p>一人一人が幸せな人生を歩むための教育が最上位目標だと思いますが、平塚市はまちづくりに主体が置かれているように感じます。例えば、つくば市は一人一人が幸せな人生を送るためにというフレーズがあります。もっと一人一人の人生に着目した理念であってほしいです。</p>	<p>基本理念は、持続可能なまちづくりを実現するため、将来を担う子どもたちを育む教育を推進するとともに、多くの市民が生涯学習を通じ自己実現を図ることを目指し、「未来の礎を築く教育のまち平塚」としています。</p> <p>一人一人への対応を記した基本方針の具現化に努めてまいります。</p>	参考
2	2 基本方針 (1) 確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実	<p>「確かな学力」を育成する環境の整備とありますが、子どもたちの生きる力は、保護者・地域・学校で関わるのが大切だと感じています。一方で、学校や地域・保護者にゆとりがないがために、子どもとの関わりが希薄になることもあります。ハード面の環境整備だけではなく、子どもたちのより良い学びを実現するための、具体的な取り組みを感じ取れるような教育大綱であってほしいです。</p>	<p>御意見のとおり、子どもたちの生きる力を育成するためには、保護者、地域及び関係機関と学校で連携して取り組むことは大変重要であると考えます。</p> <p>教育大綱では個別具体的な内容までは記載しておりませんが、平塚市教育振興基本計画において具体的な教育施策を示してまいります。</p>	参考
3	2 基本方針 (2) 子どもの育ちを支援する環境の充実	<p>子どもの支援の充実を考えたとき、相談体制の前に小学校・中学校以外にもそれぞれの特性に合った学びの場（選択肢）が必要なのではないかと考えます。選択肢があってその後に相談体制が必要なのでは。</p> <p>現在の日本の教育では従来の小学校・中学校以外の選択肢が極端に少ない。あってもその施設の教育内容は充実していない印象があります。子どもが通いたくなるような学びの場の選択肢が増えると良いと考えます。</p>	<p>子どもの育ちの支援を充実させるには、一人一人の教育的ニーズを把握し、それぞれの特性に合った支援が必要であると考えます。いただいた御意見は参考とさせていただき、社会全体で支援する取組を進めてまいります。</p>	参考

4	2 基本方針 (2)子どもの育ちを支援する環境の充実	子ども関係の現場等に在職して研修をしてきた経験からの感想です。 子どもへの接し方では、「親も人間なので、怒ると益々自分の感情をおさえられなくなることもある。2か月叱らないとよい」と申し上げます。また、親が思う「悪い事」は、本当に悪い事なのか理論的な所から考えてみるとよいと思います。	教育大綱では個別具体的な内容までは記載しておりませんが、今後の参考にさせていただきます。	参考
5	全体	「教育振興基本計画」をもって「教育大綱」に代えることを提案します。 令和3年度に横浜市と川崎市が文部科学省からの通知を根拠に「教育振興基本計画」をもって「教育大綱」に代えることを決定した。平塚市にも「第2期平塚市教育振興基本計画～奏プラン(ツー)～」があり、内容は重なるところが多い。ほぼ同じような内容を2回に分けて作成することは、時間と事務の大幅な省略となり関係者の負担も軽減される。	本市においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、市長が教育大綱を定めた上で、その方針を受けて密接な連携を図りながら、教育行政を推進してまいります。いただいた御意見は参考とさせていただきます。今後の大綱改定において検討させていただきます。	参考

<お問い合わせ先>

平塚市総務部行政総務課

電話：0463-21-9754

電子メール：somu@city.hiratsuka.kanagawa.jp